



# 長野県報

9月10日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第138号

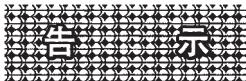
## 目 次

### 告 示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
道路の区域変更及び関係図面の綻覧（道路管理課）	2
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	2

### 公 告

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	2
砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	2
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	3
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	3
正 誤（森林づくり推進課）（2件）	3



### 長野県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び千曲市役所に備え置きます。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
小島	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から8号までを順次結ん だ線及び標柱1号と8号を結んだ 線に囲まれた土地の区域	千曲市	打沢	東山日影	272番イ 275番1	1号 2号
		"	"	"	275番4	3号
		"	"	"	284番地先道	4号
		"	小島	山根	2975番1	5号
		"	"	"	279番1地先道	6号
		"	"	"	2975番4	7号
		"	打沢	東山日影	274番2	8号

砂防課

**長野県木曽建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年9月10日

長野県木曽建設事務所長 小林敏昭

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町開田高原西野984番の31地先から木曽郡木曽町開田高原西野985番の63地先まで	旧	m 10.0~30.0	km 0.1180
同上	新	m 15.7~30.0	km 0.1180

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南木曽停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町読書3660番の3地先から木曽郡南木曽町読書3688番の8地先まで	旧	m 4.5~11.0	km 0.0870
同上	新	m 7.5~13.2	km 0.0870

道路管理課

**長野県人事委員会告示第3号**

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

令和2年9月10日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考の項目「及び自己セールスシートによる考查」を「、自己セールスシートによる考查及び専門論述考查」に改め、「外国語試験」の後に「及び専門資格」を加え、同表に次のように加える。

長野県職員採用試験 (就職氷河期世代)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 基礎能力検査、作文試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験（口述試験）の点数及びその順位（不合格者を含む。） 3 資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
------------------------	---	----	----

人事委員会事務局

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
駒ヶ根市	平成26年から平成28年まで	地籍簿及び地籍図	駒ヶ根市下平の一部	令和2年9月2日

農地整備課

**公告**

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時  
令和2年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所  
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 3 試験科目  
筆記により、次の科目について行います。  
 (1) 砂利の採取に関する法令  
 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式  
出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とします。
- 5 受験手続  
 (1) 提出書類